

令和7年度第9回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年12月23日(火) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合曾於支所大崎連絡所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計22名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

11/27(木) 令和7年度全国農業委員会会長代表者集会(東京都文京区)
28(金)

12/2(火) 大隅地区農業委員会連絡協議会先進地研修(熊本県あさぎり町)
3(水)

12/5(水) 11月定例常設審議委員会(鹿児島市)

- 開 議 第1. 会議録署名委員の指名(9番 ○○○○委員, 10番 ○○○○委員)
第2. 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4. 議案第45号 非農地証明願による申請について
第5. 議案第46号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第6. 議案第47号 令和8年度農作業標準賃金等改定について
その他

開 議

事務局長 ただいまから令和7年度第9回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは会長から挨拶と経過報告を申し上げます。

会 長 皆さん、おはようございます。一年が過ぎるのは早く、後数日で新年を迎えようとしております。今年は、お米やお茶、お野菜、牛の価格も上昇傾向にあり、いっ
たなく今までの農家の皆様のご苦勞が報われた年であったように思われます。11月
の東京出張での要請活動の際に森山先生のお話の中で「もっと農家の方々が納得で
きるような収益でなければならぬし、それを維持していかなければならぬ。」
とおっしゃって頂き、大変嬉しいお言葉を頂きました。暑い中での農地パトロール、
全国農業新聞の推進、農業者年金の推進など、家業の傍ら委員・最適化推進委員の

皆様におかれましては、しっかりとその責務を果たされご協力頂きました。この一年間本当にありがとうございました。心より感謝申し上げます。それでは経過報告を致します。11月27日・28日 令和7年度全国農業委員会会長代表者集会（東京都）、12月2日・3日 大隅地区農業委員会連絡協議会先進地研修（熊本県あさぎり町）、12月5日 令和7年度第1回臨時理事会・12月定例常設審議委員会（鹿児島市）以上の会に出席して参りました。それでは会議に入ります。まず会議録署名委員の指名を行います。9番 ○○○○委員・10番 ○○○○委員にお願い致します。本日は、議案第43号から議案第47号までを議題と致します。開けて頂きまして1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条3件、5条3件、非農地1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定53件 合計60件でございます。2ページ、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番の調査報告を○○委員お願いします。

○○委員 第3条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。まず申請人についてです。渡し人は、○○市の○○○○さんです。受け人は、○○地区の○○○○さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は、牧草、甘藷です。申請地は、益丸字大園○○○○ 畑 外1筆 780㎡です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴25年とあります。機械保有はトラクター2台、コンバイン1台、トラック3台と十分です。なお現地の益丸字大園○○○○は、宅地の一部であり、樹木が立っております。伐根して畑として耕作するとのことでした。現地では既に下刈りがしてありました。通作距離は、自宅から1km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 （挙手）

議長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番の調査報告を○○委員お願いします。

○○委員 第3条申請、審議番号2番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、○○集落の○○○○さんです。譲受人は、○○集落の○○○○さんで、認定農業者です。姉弟の関係になります。主な経営作物は、米、そば、露地野菜です。申請地は、永吉字沖田○○○○ 田 外2筆 1,437㎡です。申請理由は、譲渡人の経営規模縮小により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人1名です。農作業技術力は農作業歴22年です。機械保有は、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック2台と十分です。なお永吉字

毛無原〇〇〇〇には一部農業倉庫がありますが、面積が 200 m²以下により、農地法第 4 条第 1 項第 6 号の規定による届出書を提出しており、問題ありません。通作距離につきましては、0.2 km、車で 2 分かからないくらいです。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号 2 番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号 2 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号 2 番については、許可といたします。審議番号 3 番の調査報告を〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 3 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者です。主な経営作物は、牛 30 頭、水稻、牧草です。申請地は、横瀬字大塚〇〇〇〇 田 1 筆 906 m²です。申請理由は、譲渡人が贈与を行い、譲受人が受贈するものでございますが、二人の関係は兄弟でありまして、〇〇さんが〇〇県へ定住するということから〇〇さんへ贈与をするというもので、これまでも〇〇さんがずっと耕作して管理していたということで、現地を確認しましたところ燕麦が作ってある状況で、きれいに管理されておりました。次に調査内容について報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の 2 名です。農作業技術力は農作業歴 36 年とあります。機械保有は、トラクター 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、トラック 1 台、軽トラック 2 台と十分です。通作距離は自宅から 1 km、車で 5 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号 3 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号 3 番につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号 3 番については、許可といたします。4 ページ、議案第 44 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。5 ページ、審議番号 1 番につきましては、〇〇委員の案件でもありますので、〇〇委員の退室をお願いいたします。それでは審議番号 1 番の調査報告を〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 第 5 条申請、審議番号 1 番について調査結果を報告いたします。受け人は、〇〇町の〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さん外 4 名です。申請地は、大崎町永吉字濱迫〇〇〇〇 畑 外 4 筆 3894.3

m²です。場所は、現地資料の1－1から2をご覧ください。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第1種農地の一時転用と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は自然流下、土砂の流出防止対策については、安全面を考慮して申請地の周りに防護柵代わりにトラロープを張るということでした。通路は、1－1を見ていただければわかると思いますが、道路から青い印があるところが通路で、黄色い部分が砂を取るところです。そのように道路から仮設道路を設置するので問題ありません。資力は資金証明書で確認済みです。信用は問題ありません。一時転用終了後の農地復元確約書が在りますので読み上げます。「○○○○○○○○は、農地を砂採取し最終復元時は、農地（畑・田）として使用できるよう現況の地形に近い形状に復元いたします。また万が一トラブルが発生した場合は、○○○○○○○○が責任をもって処理し、農地所有者には絶対に迷惑をかけないようにします。」と誓約書がついております。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 （挙手）
議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番の調査報告を○○委員をお願いします。

○○委員 第5条申請、審議番号2番について調査結果を報告いたします。受け人は、○○集落の○○○○さんです。渡し人は、○○市の○○○○さんさんです。申請地は、大崎町永吉字京之峯○○○○ 畑 1筆 917 m²です。場所は、現地資料の2－1から2をご覧ください。申請目的は、ビニールハウス・ロール置場です。現地資料2－1の写真を見ていただくと赤枠からロールとビニールハウスが若干出ておりますが、現在は直されてビニールハウスも切断されたということで、この枠内に入っているということでした。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は側溝放流、土砂の流出防止対策については、勾配が山側にあるので問題はありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。なお始末書が2－5に添付されていますのでご覧いただければと思います。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 （挙手）
議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。審議番号3番の調査報告を○○委員をお願いします。

○○委員 第5条申請、審議番号3番について調査結果を報告いたします。譲受人は、○○市の○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○さんです。譲渡人は、○○府の○○○

○さんです。申請地は、大崎町神領字上ノ原○○○○ 畑 他2筆 283 m²です。場所は、現地資料の3-1から2をご覧ください。申請目的は、駐車場・公園です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は側溝放流、土砂の流出防止対策としては、現状のままで問題ありません。日照、通風ですが周辺に農地がないので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、許可済みですが、建築会社の都合で一部建築されていない区画もあります。始末書が添付されておりますので、そちらをご覧ください。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- | | | |
|------|---|---|
| 議 | 長 | 審議番号3番につきまして、何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしということであります。審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | (挙手) |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって審議番号3番につきましては、許可といたします。7ページ、議案第45号「非農地証明願による申請について」を議題といたします。8ページ、審議番号1番について審議いたします。参考資料といたしまして、別紙資料3、非農地証明位置図をご覧ください。何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | (挙手) |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。9ページ、議案第46号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題といたします。10ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。 |
| ○○○○ | | 議案第46号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、10ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和8年2月28日、期間は10年と20年です。中間管理権の設定面積は、田が44,208 m ² 、畑が121,635 m ² 、計165,843 m ² でございます。設定する者が53名、耕作する者37名でございます。11ページから16ページが内訳です。資料4で法人関係を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。 |
| 議 | 長 | 11ページ、12ページ、連番1番から連番46番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしということであります。それでは、連番1番から連番46番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | (挙手) |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって、連番1番から連番46番までは許可といたします。13ページ、14ページ、連番47番から連番92番までを一括して審議いたします。何かご質問 |

はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 47 番から連番 92 番までにつきまして許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 47 番から連番 92 番までは、許可といたします。15 ページ、16 ページ、連番 93 番から連番 119 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 93 番から連番 119 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 93 番から連番 119 番までは許可といたします。連番 120 番から連番 126 番までは〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは、連番 120 番から連番 126 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 120 番から連番 126 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 120 番から連番 126 番までは、許可といたします。

(〇〇委員着席)

議長 続きまして連番 127 番から連番 130 番までは〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 連番 127 番から連番 130 番までにつきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 127 番から連番 130 番までにつきまして許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 127 番から連番 130 番までは、許可といたします。

(〇〇委員着席)

議長 17 ページ、議案第 47 号「令和 8 年度農作業標準賃金等改定について」を議題といたします。18 ページ、令和 8 年度農作業標準賃金並びに田畑賃借料情報をご覧ください。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 47 号「令和 8 年度農作業標準賃金等改定について」です。農作業標準賃金につきましては、農業委員会法において農業委員の業務の中の「農業一般に関する調査及び情報の提供」があります。本町では、その業務の一つとして農作業標準賃金について、農家の方々へ広く情報提供するものです。今回、審議していただく農作業標準賃金につきましては、農家の方が農作業を依頼された時の標準的な作業料金を示すものです。作業の条件によって賃金は変わってきますが、あくまでも標準的な消費税込みの金額としてご審議くださるようお願いいたします。

- 議 長 はい。それでは一般作業賃金の令和8年度の標準額は、男女共に8,208円となっております。まずは耕うん作業からプラソイラまでの標準額を協議していただきたいと思います。皆さんの調査結果や昨年の標準額を踏まえて、変更した方が良くと思われるところをご意見としてお出しいただきたいと思います。特にご意見がなければ昨年の標準額と同額といたします。いかがでしょうか。令和7年度の標準額と同額でよろしいでしょうか。皆様の調査結果はいかがでしょう。同額でよろしいでしょうか。
- 委 員 はい。
- 議 長 それでは、耕うん作業 田 4,000円から、耕うん作業 畑 4,000円から、プラウ耕起 畑 4,000円、プラソイラ 畑 3,000円以上でよろしいでしょうか。それでは続きまして、代掻きからもみ乾燥作業までを協議していただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、〇〇委員。
- 〇〇委員 表の労働条件等の枠の中で、代掻きのところが「代掻きのみ」、機械田植作業が同じとなっておりますが、これは間違いですよ。それともみ乾燥作業、1俵あたりもみ35kgとなっているんですけど、この35kgというのが良く分からないんですが。
- 議 長 事務局の説明をお願いします。
- 〇〇〇〇 もみ35kgというのは、基準値として通常35kgで提示されているんですが、ここに関しては30kgとか32kgとかありますので、そこを提示していただければ修正いたします。
- 議 長 よろしいでしょうか。
- 〇〇委員 いろいろあるんだったら逆に表示しない方がいいんじゃないでしょうか。
- 〇〇〇〇 分かりました。公表する場合はここをコンバイン袋として表示していいですか。
- 〇〇委員 コンバイン袋ではなくて、出荷する方は30kgの玄米で出します。1俵あたりでいいんじゃないですか。
- 〇〇〇〇 ここの表示は、1俵当たりとさせていただきたいと思います。
- 議 長 はい。それでは、代掻きからまいります。田 6,000円から、機械田植作業 田 6,000円から7,000円、稲刈作業（バインダー） 田 6,000円から6,500円、脱穀作業 稲 6,000円から6,500円、稲収穫作業（コンバイン） 稲 15,000円から17,000円、もみ乾燥作業 稲 1,000円から でよろしいでしょうか。
- 委 員 はい。
- 議 長 それでは続きまして、ロールラッピングから線虫防除作業までをお願いします。こちら昨年と同額でよろしいでしょうか。
- 委 員 はい。
- 議 長 それでは、ロールラッピング 1ロール 3,000円から4,000円、甘藷畝立・マルチ張一貫作業 田・畑 7,000円から8,000円、甘藷つる切作業 4,000円から5,000円、甘藷掘取作業 4,000円から5,000円、線虫防除作業 テロン 3,000円、以上よろしいでしょうか。
- 委 員 はい。
- 議 長 続きまして、田畑賃借料に入ります。まず田からお願いします。一般的な額、最高額、最低額となっておりますので、皆様の調査結果をもとに意見をお出してください。こちら昨年と同額でよろしいですか。ご意見がありましたらお出してください。はい〇〇委員。
- 〇〇委員 最近では、田んぼでも管理ができないからタダでいいので作ってほしいという声

がある中で、この最低額が必要なのかと感じました。

議 長
〇〇〇〇

事務局の説明をお願いします。

前年度もこの議案の中であったんですけど、タダでもいいので作ってくれという案件は多くなっています。貸したいという方の中には、貸したいけどタダではという方もいらっしゃるので、敢えて最低額として5,000円位と去年から提示しております。

議 長
〇〇委員

他にご意見はございませんか。はい、〇〇委員。

田畑賃借料の「R7年度」とあるのは「R8年度」の間違いですよね。表の一番上に「令和8年度」と書いてあるので消してもいいのではないのでしょうか。

議 長
〇〇〇〇

これは比較用ではないのでしょうか。はい事務局。

表の書き方で分かりずらい点があった方と思います。ここでは「R7年度」の金額がいくらでした。という意味で掲載しておりますが、実際の農業委員会だよりは令和8年度分のみを掲載します。

〇〇委員
〇〇〇〇
〇〇〇〇

実際は、令和7年度の金額は表示されないんですよね。

表示いたしません。

少し補足いたします。お手元の資料は審議のための表として比較できるように令和7年度の金額を敢えて載せているということでご理解ください。後、説明があったかと思うんですが、去年消費税込みなのか別なのかという質問がございました。実際掲載する農業委員会だよりは令和8年度の金額のみを掲載し、消費税込みと記載されます。なお、下の田畑賃借料のところですが、表は賃借料の標準額となっておりますので、タダでもいいからという方は使用貸借扱いになるとご理解いただければと思います。

議 長

よろしいでしょうか。その他ご意見ございませんか。それでは、田の部は昨年と同額でよろしいでしょうか。

委 員
議 長

はい。

それでは、一般的な額10,000円、最高額15,000円、最低額5,000円といたします。続きまして、畑の部に入ります。皆様のご意見をお出してください。こちらの方も昨年と同額でよろしいでしょうか。

委 員
議 長

はい。

それでは、一般的な額10,000円、最高額15,000円、最低額5,000円といたします。それでは、確認のため令和8年度農作業標準賃金並びに田畑賃借料の金額を作業名、種別、令和8年度標準額を読み上げてまいります。一般作業 男女共 8,208円、耕うん作業 田 4,000円から、耕うん作業 畑 4,000円から、プラウ耕起 畑 4,000円、プラソイラ 畑 3,000円、代掻き 田 6,000円から、機械田植 作業 田 6,000円から7,000円、稲刈り作業（バインダー） 田 6,000円から6,500円、脱穀作業 稲 6,000円から6,500円、稲収穫作業（コンバイン） 稲 15,000円から17,000円、もみ乾燥作業 稲 1,000円から、ロールラッピング 1 ロール 3,000円から4,000円、甘藷畝立・マルチ張一貫作業 田・畑 7,000円から8,000円、甘藷つる切作業 田・畑 4,000円から5,000円、甘藷掘取作業 田・畑 4,000円から5,000円、線虫防除作業 テロン 3,000円、田畑賃借料 田の部 一般的な額 10,000円、最高 15,000円、最低 5,000円、畑の部 一般的な額 10,000円、最高 15,000円、最低 5,000円以上でございます。よろしいでしょうか。それでは大崎町農業委員会においての令和8年度農作業標準賃金並び

に田畑賃借料情報を決定いたします。お忙しい中、情報収集にご協力いただきましてありがとうございます。

議長 最後のページになります。休会中の報告、あっせん関係でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 それでは、休会中の報告についてでございます。1番の井俣字上牧〇〇〇〇については、〇〇〇〇さんと11月28日にあっせん会を開催しました。この案件の今後の所有権移転の手続きにつきましては、農地法3条による手続きとなります。空いているのが外2筆でございます。

議長 〇〇委員、継続のあっせん状況の説明をお願いします。

〇〇委員 他を当ってみましたが中々いらっしゃいませんでした。「買ってまではしません」という返事を貰っております。「貸してくれるんだったら借り手もいいですよ」というような事でした。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。その他、何かご意見ご質問はありませんか。はい

〇〇委員 〇〇委員。この場を借りましてドローンの事について話をさせていただきたいと思います。8月の総会でドローンの取り組みに対して皆様からOKをいただきまして、ドローン同好会というのが発足いたしました。正式名称は、大崎町農業委員ドローン同好会という名のもとに今活動しておりまして、現在4カ月経過したところです。メンバーは10人いますが、その内訳は男性6名、女性4名という構成になっております。ドローンの機材については〇〇委員からお借りし、捜査についても〇〇委員に頼りきっております。その他法令関係の知識等についても〇〇委員から支援いただいております。この同会で大事に思っていることがあるんですが、一つ目が法令を守って安全第一にやっていく、二つ目に、お金をあまりかけずにやっていく、そして三番目が一番重要かなと思っているんですが、農地パトロールの軽減と精度が上がることを期待して活動しております。同好会が発足して9月にデモフライトを〇〇〇〇の周辺で行いました。そこで参加メンバーが感じたことは、「これは使える。」というのを皆さん実感したところでございます。その流れを受けて先週〇〇地区の〇〇さんの担当地区なんですが、そこでドローンの実証試験を行いました。やはり期待した通り、上空からの空撮で耕作放棄地が的確に捉えられたというところなんです。一方で課題として残ったのが、空撮画像と手元のマップとの照合確認が難しいという課題が残りました。そこに時間がかかったなあというところがありましたので、次はそのあたりの問題等を解消していきたいと考えています。この4カ月間の活動を来年1月の総会で、中間報告という形で撮影した動画等を踏まえて皆様に報告できればと思っております。1月以降の活動しましては、最終的には人間の目視ですので、判断のバラツキを如何に無くしていくかとか、操作の手順書や実際の運用に向けての体制整備をしていくつもりです。1月の総会で活動報告とその先に向けての計画を皆さんに話ができればなあと思っております。また次の実証試験の時には皆さんにもお越しいただいて、ドローンを使った農地パトロールではこういうことが期待できますよというのを見ていただければなあと思っています。また我々に対してもなにか意見とかアドバイスがあれば、どしどし意見をお寄せいただければ幸いかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 はい。これまでのドローン同好会の活動報告をしていただき、皆様と情報を共有していただけたらと思います。1月の総会の「その他」の中で活動報告をお願いし

たいと思います。その他、何かご意見ご質問はございませんか。

委員　なし。

議長　よろしいですか。以上をもちまして、令和7年度第9回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長

9 番委員

10 番委員